

【ZK-01-01】

J M A C S 株式会社
定 款

令和 3 年 5 月 2 8 日

J M A C S 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、J M A C S 株式会社と称し、英文では、JMACS Japan Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電線類の製造および販売
2. 電機機器の製造および販売
3. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を兵庫県加東市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元株式数)

第 9 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

J M A C S 株 式 会 社 定 款

③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要であるときに随時これを招集する。

(開催場所)

第13条 当会社は、大阪府で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

J M A C S 株 式 会 社 定 款

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、10名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④ 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会の決議により選定する。

② 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

③ 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数で行う。

② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

J M A C S 株 式 会 社 定 款

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常任の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査当委員会の招集通知)

第34条 監査当委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 監査等委員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その議決権の過半数で行う。
② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることはできない。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

J M A C S 株 式 会 社 定 款

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

② 未払の配当金には、利息をつけない。

附 則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、来年開催される第58期株主総会までにおいて決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則（本条、本附則第2条）は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。